

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	都市整備部 まちづくり推進課	
許 認 可 等 名	栈橋（係留・使用）変更許可	
根 拠 法 令	徳島市栈橋の設置及び管理に関する条例	
根 拠 条 項	第6条	
連 絡 先	（電話 621-5269）	
審 査 基 準	基 準	条例第6条に基づく栈橋係留許可及び栈橋使用許可の変更の基準は 栈橋係留許可審査基準、栈橋使用許可審査基準にそれぞれ準ずる。
	参 考 事 項	徳島市栈橋の設置及び管理に関する条例施行規則
	設 定 等 年 月 日	平成30年 4月20日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 （設定しない ものについてはその理由）	総日数10日（休日を除く）
	設 定 等 年 月 日	平成30年 4月20日設定（平成 年 月 日最終変更）